租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	（法人税：義、所得税：外）（国税）
		② 上記以外の税目	―
3	内容		《制度の概要》 1　概要 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号。以下「日米安保条約」という。）及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号。以下「日米地位協定」という。）において、日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国軍隊（以下「駐留軍」という。）は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。 このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、土地等の所有者との合意による賃貸借契約、国による買収又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下「駐留軍用地特措法」という。）に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することとしている。このうち、国により買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合において、かかる土地等の所有者の譲渡所得について課税の特例が認められている。 2　特例の内容 駐留軍の用に供する土地等が、国により買収され又は駐留軍用地特措法の規定に基づき使用又は収用され、土地等の所有者が補償金等を取得し、その補償金等により代替資産の取得をした場合、個人にあっては、取得した補償金等の額がその代替資産の取得価額以下であるときは、その譲渡した資産の譲渡がなかったものとみなす等、法人にあっては、譲渡益の額（圧縮限度額）の範囲内でその代替資産の帳簿価額を損金経理により減額したとき等については、その減額した金額を損金の額に算入することができる等の特例措置である。

				《関係条項》 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条、第33条の5、第33条の6、第64条、第64条の2、第68条の70及び第68条の71
4	担当部局			地方協力局参事官
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯			昭和28年創設
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 防衛省では、我が国の平和と安全及び国民の安心・安全を確保し、自由で開かれた国際秩序を維持強化して我が国の平和と繁栄を確保するとともに、世界の平和と安定及び人間の安全保障の確保に貢献するという我が国の安全保障の目標達成に向け、我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会における多層的な安全保障協力等を総合的に推進することとしている。 　これらのうち、日米安全保障体制を中核とする米国との同盟関係は、我が国の平和と安全を確保するためには不可欠であり、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、日米安保条約及び日米地位協定において、駐留軍は、日本国において施設及び区域を使用することが許される旨規定されている。このため、我が国は、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を有しており、施設及び区域の安定的な使用を確保するということが必要であることから、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得することを目的としている。
				《政策目的の根拠》 1　日米安保条約第6条 2　日米地位協定第2条第1項（a） 3　駐留軍用地特措法第1条 4　国家防衛戦力について（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅲの2の（4） 5　防衛力整備計画について（令和4年12月16日国家安全保障会議・閣議決定）Ⅰの4、Ⅳの2 別紙参照
		②	政策体系における政策目的の位置付け	防衛省における政策評価に関する基本計画（防官企（防）第261号。一部改正　令和7年3月27）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。 　基本目標：　①　力による一方的な現状変更を許容しない安全保障環境を創出 　②　力による一方的な現状変更やその試みを、同盟国・同志国等と協力・連携して抑止・対処し、早期に事態を収拾

				③ 万が一、我が国への侵攻が生起する場合、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除 政策分野： 日米同盟の強化 施　　策： 在日米軍の駐留を支えるための施策の着実な実施
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原の取得を円滑に進めること。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなる。
9	有効性等	①	適用数	1　過去の実績： 国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用においては、適用条件を満たさなかったことから、実績はない。 2　本租税特別措置の対象者は、駐留軍の用に供する土地等について、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づき使用又は収用される場合の土地等の所有者（個人又は法人）であり、特定の者に偏るものではない。
				【算定根拠】 －
		②	適用額	－
				【算定根拠】 －
		②	減収額	－ 【算定根拠】 －
		④	効果	《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》 － 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 －
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 － 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】

				ー
				《適用数(9①)が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ー
		⑤	税収減を是認する理由等	本租税特別措置により、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用によって、駐留軍の用に供する土地等の権原を円滑に取得することで、施設及び区域の安定的な使用が確保され、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務が履行されることとなり、ひいては、我が国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与することとなることから、本租税特別措置による税収減を是認する効果を有するものである。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本租税特別措置は、国による買収又は駐留軍用地特措法に基づく使用又は収用により、駐留軍の用に供する土地等の権原を取得し、日米安保条約の目的達成のために必要な施設及び区域を日米地位協定に定めるところに従って提供する義務を履行する必要から、土地等の所有者の税負担を軽減するためのものであり、譲渡所得を課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であり、譲渡所得の課税の特例措置を採ることが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	なし
		③	地方公共団体が協力する相当性	なし
11	有識者の見解			特に意見なし。
12	評価結果の反映の方向性			引き続き、本租税特別措置を継続する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月

別紙

１　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（抄）

（昭和３５年条約第６号）

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

２　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

（昭和３５年条約第７号）

第二条

1（a）　合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。

３　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（抄）

（昭和２７年法律第１４０号）

（この法律の目的）

第一条　この法律は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を実施するため、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）の用に供する土地等の使用又は収用に関し規定することを目的とする。

４　国家安全保障戦略について（抄）

令和４年１２月１６日
国家安全保障会議決定
閣　議　決　定

Ⅲ　我が国の防衛の基本方針

２　日米同盟による共同抑止・対処

（４）在日米軍駐留の駐留を支えるための取組

厳しい安全保障環境に対応する、日米共同の態勢の最適化を図りつつ、在日米軍再編の着実な進展や在日米軍の即応性・抗たん性強化を支援する取組等、在日米軍の駐留を安定的に支えるための各種施策を推進する。特に、安全保障上極めて重要な位置にある沖縄においては、一層厳しさを増す安全保障環境に対応しつつ、普天間飛行場の移設を含む在沖縄米軍施設・区域の整理・統合・縮小、部隊や訓練の移転等を着実に実施することにより、負担軽減を図っていく。以上のような日米共同の取組を円滑かつ効果的に実施するためには、国民の理解が不可欠であり、その意義・必要性を積極的に発信するなどの取組を強化する。

５ 防衛力整備計画について（抄）

令和４年１２月１６日
国家安全保障会議決定
閣　議　決　定

Ⅰ　計画の方針

４　日米共同の統合的な抑止力を一層強化するため、宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦に係る協力及び相互運用性の向上等を推進するとともに、あらゆる段階における日米共同での実効的な対処力を支える基盤を強化するため、日米間の情報共有を促進するための情報保全及びサイバーセキュリティに係る取組並びに装備・技術協力を強化する。また、在日米軍の駐留を支えるための施策を着実に実施する。

Ⅳ 日米同盟の強化

２　在日米軍の駐留を支えるための施策の着実な実施

在日米軍の安定的なプレゼンスを支えるだけでなく、日米同盟の抑止力・対処力を強化していく観点から、「同盟強靭化予算」をはじめとする在日米軍の駐留に関連する経費を安定的に確保する。